道の駅あいお指定管理者募集要項

移転整備後の道の駅あいおの指定管理者を募集します。

１　対象施設の概要（詳細については「道の駅あいお指定管理者仕様書」を参照）

（１）名称

道の駅あいお

（２）所在地

山口市秋穂東１２２５番地

（３）開館予定時期

令和１０年１１月

（４）施設の設置目的（道の駅あいお設置及び管理条例（以下「条例」という。）第１条）

道の駅あいおは、特産品である海産物を始め、地域の農林水産物の加工及び販売や、これらを使用した「食」の提供等により、地域における産業の振興を図るとともに、都市と農山漁村の交流を促進し、活力ある地域社会の形成に資するため、設置するものです。

（５）施設の概要

現在の道の駅あいおは、防災機能やバリアフリーへの対応、施設の狭隘化などの様々な課題を抱えており、こうした諸課題を解決し、あらゆる世代が安心して利用できる賑わいあふれる施設とするため、現在の道の駅から東に約４００ｍの場所に移転整備することとし、現在、工事を進めています。

（６）開館時間等

①　開館時間

午前９時から午後６時まで

※　ただし、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

②　休館日

毎月の第２、第４水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の場合を除く。）及び１２月３１日から翌年１月３日まで。

※　ただし、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に開館若しくは休館することができる。

２　指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

（１）道の駅あいおの施設等の利用許可等に関する業務

（２）利用料金の徴収、減額、免除（減免）、還付に関する業務

（３）インボイス制度に関する業務

（４）施設等の維持管理に関する業務

（５）条例第３条に規定する事業の実施に関する業務

（６）自主事業の実施に関する業務
（７）地域の多様な主体との連携体制の構築に関する業務
（８）一時避難場所等に関する業務
（９）その他道の駅あいおの管理運営に必要な業務

３　指定の期間
令和１０年１１月１日から令和１３年３月３１日まで（２年５カ月）
※　開始日は、現在実施している移転整備工事の進捗により、変更となる場合があります。
※　管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

４　指定管理料予定額（上限額）
２年５カ月間総額の上限額：１６，６７５，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

５　応募資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。
（１）市内に事務所又は事業所等を有すること
（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと
（３）地方自治法第９２条の２及び第１４２条並びに第１６６条の規定に該当しないこと
（４）山口市から指名停止措置を受けていないこと
（５）市民税、法人税等を滞納していないこと
（６）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
（７）労働者災害補償保険に加入していること
（８）手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと
（９）賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと
（10）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
（11）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けている又は登録を受ける予定の団体等であること

６　募集日程
（１）募集要項及び仕様書の配布

① 配布期間　令和８年１１月２日（月）～令和９年１月８日（金）
② 配布場所　山口市秋穂総合支所地域振興課
③ その他　　募集要項及び仕様書は市公式ウェブサイトに掲載しています。

（２）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次の通り受け付けます。

① 受付期間　令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月９日（水）
（最終日の午後５時１５分までに必着のこと。）
② 受付方法　質問票に記入の上、電子メールで提出してください。
E-mail：ai-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
③ 回答方法　質問に対する回答は、令和８年１２月１８日（金）までに市公式ウェブサイトへ公表します。

（３）申請書の受付

① 受付期間　令和８年１１月２日（月）～令和９年１月８日（金）まで
（最終日の午後５時１５分までに必着のこと）
② 提出場所　山口市秋穂総合支所地域振興課
〒754-1192　山口市秋穂東６５７０番地　電話：083-984-8021
③ 提出書類

ア　指定申請書（別記様式１）
なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。
・共同企業体協定書
・委任状　※共同企業体で申請し、かつ委任を行う場合のみ

イ　事業計画書（別記様式２）　※全体でＡ４用紙１５枚以内でご記入ください
ウ　指定の期間内における各年度の収支予算書（別記様式３）
エ　定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
オ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
カ　市が交付する市税の滞納がないことを証明する書類
キ　過去に指定管理者の指定を受けたことがある者においては、その実績が分かる書類
ク　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
ケ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
コ　指定管理者の指定申請に係る誓約書及び役員全員の名簿（別記様式４）
※　暴力団排除に係る資格審査のため
サ　共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。
シ　インボイスの登録番号がわかる書類
ス　事務所等の実態が分かる書類（登記簿謄本で市内に事務所等があることが確認でき

ない場合のみ）

セ　その他市長が必要と認める書類

（４）提出部数 各９部（正本１部、副本８部）

※　原則Ａ４縦型とし、上記（３）③の順に揃えてインデックスを貼ること。

（５）その他

必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、ＦＡＸでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

７　審査及び選定に関する事項

（１）選定方法

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募資格要件を満たしているものを対象に、各委員が審査基準に沿って採点し、必要最低限の基準を満たしていることを確認した上で、最も高い採点をした委員の人数が多い申請者（複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者）を、指定管理者候補者として選定します。

なお、合計点が全体の６割に満たない場合は、指定管理者候補者として選定しない場合があります。

（２）選定基準（配点）

項目
１　施設の効用の最大限の発揮（６０点）
①施設管理の運営方針（３０）
・設置目的を理解し、適正かつ明確で実現可能な管理運営の方針が提案されているか。
・施設の特徴を理解し、秋穂地域・周辺地域の食などの魅力の発信や景観の維持・向上など、用途ごとの具体的な方策の提案がされているか。
・施設設置の目的や目標数値を踏まえた適切で効果的な自主事業の提案がされているか。
②利用促進に向けた方策（１５）
・目標数値（来場者数、水産物等売上高）を達成するための具体的な方策が提案されているか。
③各関係機関との連携（１５）
・地域の関係者や出荷者、事業者を始め、多様な主体との連携体制が構築され、賑わいづくり、新たな魅力づくり、連携の仕掛けづくりが図られる計画となっているか。
２　経費の縮減及び収支計画の妥当性（１０点）
①効率的・経済的な施設維持管理の方策（５）
・効率的な管理運営・経費縮減のための方策や工夫が提案されているか。

	②収支予算書の妥当性（５）	
		・収支計画が適正に見積もられており、その収支計画は実現可能か。
３　管理運営を安定して行う人的、財政的能力（２０点）		
	①適切な管理運営体制（１０）	
		・安定的な運営が可能となる人数や配置、専門人材など、管理運営に必要な職員体制が確保されているか。または確保できる見込みとなっているか。
		・職員の指導育成、研修など、職員の資質向上に向けた取組が計画されているか。
		・施設維持管理の方策や周辺住民の生活環境への対策を明らかにしているか。
	②安定した管理を行うための財政的基盤（５）	
		・安定的な運営が可能な財政状況、経営状況であるか。
	③危機管理・安全管理体制（５）	
		・個人情報の適正な取り扱いが確保される見込みがあるか。
		・安全管理、防犯、防災、災害発生時等の体制や対処方法等を明らかにしているか。
４　利用者への公平性、平等性の確保（１０点）		
	①平等利用（５）	
		・施設利用に関し、公平性を保つ考え方、方策を持っているか
	②合理的配慮（５）	
		・障がいのある方等が利用される際に、障がいなどに応じた適切な配慮や柔軟な対応ができる見込みがあるか。

※　（　　）内は配点

８　申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

９　無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

（１）申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき

（２）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（３）虚偽の内容が記載されているもの

（４）指定管理料予定額を上回る指定管理料で提案があったとき

（５）その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不適当と認められるもの

10　ヒアリング

令和９年１月下旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

11　選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、市ウェブサイトで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

12　指定管理者の決定

指定管理者は、令和９年３月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。

議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

13　情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、個人情報を除いて公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

14　その他

（１）提出書類はお返しできません。

（２）やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

（３）共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。また、１つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。

15　添付書類

（１）別記様式１　指定申請書

（２）別記様式２　事業計画書

（３）別記様式３　収支予算書

（４）別記様式４　指定管理者の指定申請に係る誓約書及び役員名簿

（５）別記様式５　「道の駅あいおの指定管理者募集」に係る共同企業体協定書

（６）別記様式６　委任状

（７）別添１　応募に関する質問票

（８）別添２　道の駅あいお指定管理者仕様書
（９）別添３　道の駅あいお設置及び管理条例
（10）別添４　道の駅あいお設置及び管理条例施行規則

【問い合わせ先】
山口市秋穂総合支所地域振興課
電話：083-934-8021
E-mail：ai-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp